都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知
制　　定　平成27年４月９日付け26農振第2002号
改　　正　平成27年10月１日付け27農振第1375号
最終改正　平成28年４月１日付け27農振第2447号

（通則）

第１　都市農業機能発揮対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、都市農業機能発揮対策事業補助金実施要綱（平成27年４月９日付け26農振第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２　補助金は、都市農業が持つ多様な機能が発揮できるよう、都市農業の意義の啓発を進めるとともに、都市農業を継続的に営むための支援や都市農地の保全と有効活用に寄与する福祉農園の拡大・定着を推進することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第３　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、民間団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、農業者等（以下「補助事業者」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（１）都市農業機能発揮推進事業（都市農業機能発揮支援事業、都市農業機能維持支援事業、福祉農園全国支援事業、福祉農園地域支援事業及び防災協力農地等地域支援事業）

（２）都市農業機能発揮整備事業

２　補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

（流用の禁止）
第４　別表の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

（申請手続）
第５　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第５条、適正化法施行令第３条及び交付規則第２条に基づき、別記様式第１号による交付申請書を大臣に提出しなければならない。
２　補助事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）
第６　交付規則第２条の規定による交付申請書の提出期限は、農村振興局長が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）
第７　大臣は、第５第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

（交付申請の取下げ）
第８　補助事業者は、適正化法第９条第１項、交付規則第４条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（契約等）
第９　補助事業者（地方公共団体を除く。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、競争性のある契約方式によらなければならない。ただし、緊急の必要その他の理由により競争性のある契約方式によることが困難又は不適当である場合には、この限りでない。
２　補助事業者（地方公共団体を除く。）は、第１項により契約をしようとする場

合は、当該契約に係る競争に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、当該契約係る競争に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第10　補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第３条第１号の規定に基づき、別記様式第３号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようするとき。

２　大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（軽微な変更）

第11　交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表に定めるところによる。

（事業遅延の届出）

第12　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第３条第２号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（概算払の請求）

第13　補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第４号の概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（状況報告）

第14　適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第１及び第４・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第６号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、別紙様式第５号の概算払請求書

をもってこれに代えることができるものとする。

2　大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第15　補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付規則第６条第１項の規定に基づき、その日から、１ヶ月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の６月10日）までに、別記様式第７号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2　第５第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3　第５第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第８号による消費税等相当額報告書を速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

　また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第16第１項の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16　大臣は、第15第１項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第17　大臣は、第10の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第７の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、第１項(１)から(３)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第18　補助事業者は、交付対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産処分の制限）

第19　取得財産等のうち適正化法施行令第13条第４号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

２　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第５条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

３　補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
４　第18第２項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）
第20　補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
２　補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第３条第４号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。
３　補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第９号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（補助金調書）
第21　補助事業者のうち市町村にあっては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

附　則
この通知は、平成27年４月９日から施行する。
附　則
この通知は、平成27年10月１日から施行する。
附　則
この通知は、平成28年４月１日から施行する。

別表（第３、第４、第11関係）

区　分	経　　費	補助率	軽　微　な　変　更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
１　都市農業機能発揮支援事業	実施要綱別表の事項の欄に掲げる２の（１）規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		１　実施要綱第２の２（１）の事業費の３割以内の変更 ２　補助事業者の変更以外の変更
２　都市農業機能維持支援事業	実施要綱別表の事項の欄に掲げる２の（２）の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		１　実施要綱第２の２（２）の事業費の３割以内の変更 ２　補助事業者の変更以外の変更
３　福祉農園全国支援事業	実施要綱別表の事項の欄に掲げる２の（３）の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		１　実施要綱第２の２（３）の事業費の３割以内の変更 ２　補助事業者の変更以外の変更
４　福祉農園地域支援事業	実施要綱別表の事項の欄に掲げる２の（４）の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		１　実施要綱第２の２（４）の事業費の３割以内の変更 ２　補助事業者の変更以外の変更
５　防災協力農地等地域支援事業	実施要綱別表の事項の欄に掲げる２の（５）の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		１　実施要綱第２の２（５）の事業費の３割以内の変更 ２　補助事業者の

				変更以外の変更
6　都市農業機能発揮整備事業	実施要綱別表の事項の欄に掲げる３の規定に基づいて行う事業に要する経費	１／２以内		1　実施要領別記３の事業費の３割以内の変更 2　補助事業者の変更以外の変更

別記様式第１号（第５関係）

平成　　年度都市農業機能発揮対策事業補助金交付申請書

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　　所
事業実施主体名
代表者役職・氏名　　㊞

平成　　年度において、下記のとおり事業を実施したいので、都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱第５の規定に基づき、　　円の交付を申請する。

記

１．事業の目的

２．事業の内容

3．経費の配分

区　　分	補助事業に要する経費（A＋B）	負担区分		積算の基礎	備考
		国庫補助金（A）	その他（B）		
	円	円	円	円	
1　都市農業機能発揮支援事業					
2　都市農業機能維持支援事業					
3　福祉農園全国支援事業					
4　福祉農園地域支援事業					
5　防災協力農地等地域支援事業					
6　都市農業機能発揮整備事業					

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額が無い場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4．事業完了予定年月日　　平成　　年　　月　　日

5．収支予算

（1）収入の部

国庫補助金額（A）	自己負担額等（B）	収入額合計（A＋B）	備　考
円	円	円	

（2）支出の部

区　　分	予算額	備　　考
	円	
1　都市農業機能発揮支援事業		
2　都市農業機能維持支援事業		
3　福祉農園全国支援事業		
4　福祉農園地域支援事業		
5　防災協力農地等地域支援事業		
6　都市農業機能発揮整備事業		

６．添付書類

（１）事業実施主体の寄付行為、定款等の団体規約

（２）資金及び負債に関する事項が分かる書類

（３）収支予算（直近の収支決算）

（４）別表の区分の６に掲げる経費にあたっては、事業の概要のわかる実施設計書及び図面等

（注）公募に応募した際等に提出した資料に添付したものから変更があった場合のみ添付すること。

別記様式第２号（第９関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　　月　　日

［補助事業者］　　殿

所　　在　　地
商号又は名称
代　　表　　者　　㊞

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません

（注１）○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること

（注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成 27 年９月 30 日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第３号（第 10 関係）

平成　　年度都市農業機能発揮対策事業補助金変更等承認申請書

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　　所
事業実施主体名
代表者役職・氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱第 10 の規定に基づき申請する。

記

１．変更（中止、廃止）の理由

２．事業の内容

３．経費の配分

区　　分	補助事業に要する経費（Ａ＋Ｂ）	負担区分		積算の基礎	備考
		国庫補助金（Ａ）	その他（Ｂ）		
	円	円	円	円	
１　都市農業機能発揮支援事業					
２　都市農業機能維持支援事業					
３　福祉農園全国支援事業					
４　福祉農園地域支援事業					
５　防災協力農地等地域支援事業					
６　都市農業機能発揮整備事業					

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額が無い場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

４．事業完了予定年月日　　平成　　年　　月　　日

５．収支予算

（１）収入の部

国庫補助金額（Ａ）	自己負担額等（Ｂ）	収入額合計（Ａ＋Ｂ）	備　考
円	円	円	

（２）支出の部

区　　分	予算額	備　　考
	円	
１　都市農業機能発揮支援事業		
２　都市農業機能維持支援事業		
３　福祉農園全国支援事業		
４　福祉農園地域支援事業		
５　防災協力農地等地域支援事業		
６　都市農業機能発揮整備事業		

（注）変更前後が対象比較できるように、変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。

交付額の追加・減額以外の変更の承認申請の場合は、３．経費の配分及び５．収支予算について、省略可。

なお、添付書類については、交付申請書に添付していたもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第４号（第 13 関係）

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　　殿
官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官　　殿

住　　所
事業実施主体名
代表者役職・氏名　　㊞

平成　　年度第　　四半期概算払請求書（都市農業機能発揮対策事業補助金）

平成　年　月　日付け　　第　　号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金　　円を概算払によって交付を受けるため、都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱第 13 の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

平成　年　月　日現在

区　　分	補助事業に要する経費	国庫交付金（A）	既受領額（B）		今回請求額（C）		残高Ａ－（Ｂ＋Ｃ）		事業完了予定年月日
			金　額	○月○日迄予定出来高	金　額	○月○日迄予定出来高	金　額	○月○日迄予定出来高	
都市農業機能発揮支援事業	円	円	円	%	円	%	円	%	
都市農業機能維持支援事業									
福祉農園全国支援事業									
福祉農園地域支援事業									
防災農地等地域支援事業									
都市農業機能発揮整備事									
計									

別記様式第５号（第 14 関係）

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　　殿
官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官　　殿

住　　所
事業実施主体名
代表者役職・氏名　　㊞

平成　　年度第　　四半期概算払請求書（都市農業機能発揮対策事業補助金）

平成　年　月　日付け　　第　　号により交付決定通知があった都市農業機能発揮対策事業について、都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱第 14 の規定に基づき、第　　・四半期の末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
また、併せて金　　円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成　年　月　日現在

区　　分	補助事業に要する経費	国庫交付金（A）	既受領額（B）		遂行状況報告	今回請求額（C）		残高Ａ－（Ｂ＋Ｃ）		事業完了予定年月日
			金　額	出来高	第　・四半期末の出来高	金　額	○月○日迄予定出来高	金　額	○月○日迄予定出来高	
都市農業機能発揮支援事業	円	円	円	%	%	円	%	円	%	
都市農業機能維持支援事業										
福祉農園全国支援事業										
福祉農園地域支援事業										
防災協力農地等地域支援事業										
都市農業機能発揮整備事業										
計										

別記様式第６号（第 14 関係）

平成　　年度都市農業機能発揮対策事業補助金遂行状況報告書

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　　所
事業実施主体名
代表者役職・氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱第 14 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

１．事業遂行状況

区　　分	実施計画		12月末時点出来高		進捗率 (B)／(A)	備考
	事業費(A)	国　庫補助金	事業費(B)	国　庫補助金		
	円	円	円	円	%	
１　都市農業機能発揮支援事業						
２　都市農業機能維持支援事業						
３　福祉農園全国支援事業						
４　福祉農園地域支援事業						
５　防災協力農地等地域支援事業						
６　都市農業機能発揮整備事業						

（注）１　「実施計画」の欄には、別記様式第１号の記の「３．経費の配分」に記載された金額について記載すること。
２　「出来高」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

２．事業着手年月日
３．事業の完了予定年月日

別記様式第７号（第 15 関係）

平成　　年度都市農業機能発揮対策事業補助金実績報告書

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　　所
事業実施主体名
代表者役職・氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定の通知の内容に従い実施したので、都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱第 15 の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として　　円の交付を請求する。）

記

１．事業の目的

２．事業実施内容

3．経費の配分

区　　分	補助事業に要した経費（A＋B）	負担区分		積算の基礎	備考
		国庫補助金（A）	その他（B）		
	円	円	円	円	
1　都市農業機能発揮支援事業					
2　都市農業機能維持支援事業					
3　福祉農園全国支援事業					
4　福祉農園地域支援事業					
5　防災協力農地等地域支援事業					
6　都市農業機能発揮整備事業					

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額が無い場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4．事業完了年月日　　平成　　年　　月　　日

5．収支精算

（1）収入の部

国庫補助金額(A)	自己負担額等(B)	収入額合計(A＋B)	備　考
円	円	円	

（2）支出の部

区　　分	本年度予算額	本年度精算額	備　考
	円	円	
1　都市農業機能発揮支援事業			
2　都市農業機能維持支援事業			
3　福祉農園全国支援事業			
4　福祉農園地域支援事業			
5　防災協力農地等地域支援事業			
6　都市農業機能発揮整備事業			

6．添付書類

添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し、領収書等の写しを添付すること。

また、この他、交付申請書等の添付資料に変更があった場合は添付すること。

別記様式第８号（第 15 関係）

平成　　年度都市農業機能発揮対策事業補助金
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　　所
事業実施主体名
代表者役職・氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知のあった事業について、都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱第 15 第３項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１．適正化法第 15 条の交付金の額の確定額　　金　　円
（平成　年　月　日付け　　第　　号による額の確定通知額）

２．補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　　金　　円

３．仕入れに係る消費税等相当額の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額　　金　　円

４．交付金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・事業実施主体が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５．当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
［　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６．当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
［　　］

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・事業実施主体が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第９号（第 20 関係）

財　産　管　理　台　帳

（事業実施主体名）

事業実施年度：平成　　年度								補助金名：都市農業機能発揮対策事業補助金										
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業実施主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合　計																

（注）１　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

４　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 21 関係）

平成○○年度
農林水産省所管

都 市 農 業 機 能 発 揮 対 策 事 業 補 助 金 調 書

国			地方公共団体名									備考
			歳入			歳出						
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○事業													
○○費													
○○費													
その他													

記載要領

1 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。